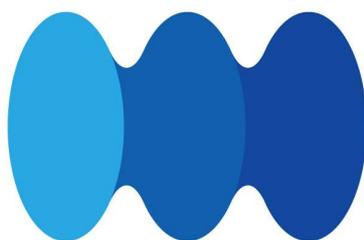


# 事業概要

(令和6年度実績)



## SAITAMA / リバ-サポ-ア-ズ

あなたのプラスチックごみ  
ここから始めよう

**減らす**  
マイバッグ・マイボトルをしよう。



**きちんと捨てる**  
ポイ捨てはしない。分別しよう。



運動推進母



3S  
Smile(スマイル)  
Seiketsu(セイケツ)  
Style(スタイル)

産業廃棄物処理業のステージアップ

当事務所は、これら取組に積極的に取り組んでいます！



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 埼玉県北部環境管理事務所

# 埼玉県環境基本条例前文

平成6年12月26日

埼玉県条例第60号

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源エネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちはこのことを深く認識し健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

# 目 次

第1章 事務所の概要	1
1 概要	1
2 沿革	1
3 組織及び事務分掌	2
4 環境管理事務所所管区域	2
第2章 業務の実施状況	3
第1節 地域環境担当	3
1 砂利・岩石・土採取等の概要	3
(1) 事業者数及び採取場数	3
(2) 認可	3
(3) 立入検査、巡視及び行政措置状況	4
(4) 苦情処理	5
2 環境影響評価	5
3 自然公園の概要	5
(1) 公園区域概要	5
(2) 工作物の新築等許可及び届出受理状況	6
(3) 立入調査及び巡視状況	6
4 自然環境保全地域の概要	6
(1) 保全地域概要	6
(2) 届出書受理件数	6
(3) 協力奨励金の交付状況	6
5 ふるさとの緑の景観地の概要	6
(1) 景観地指定概要	6
(2) 届出書受理件数	7
(3) 奨励金の交付状況	7
6 緑化計画届出制度	7
7 鳥獣保護、狩猟免許等の概要	7
(1) 鳥獣保護区等の設定	7
(2) 狩猟免許試験等	9
(3) 狩猟による鳥獣捕獲状況	9
(4) 鳥獣捕獲許可状況	10

(5)	鳥の異常死に関する対応	10
(6)	アライグマ防除実施計画による捕獲数	10
(7)	アライグマ捕獲従事者養成研修会の実施	10
(8)	傷病等による鳥獣の相談件数	10
8	自動車対策の概要	11
(1)	ディーゼル車排出ガス規制に係る運行車両検査・行政措置等の状況	11
(2)	自動車使用管理計画書・実績報告書等の提出状況	12
(3)	燃料規制に係る立入検査・行政措置等の状況	12
(4)	アイドリング・ストップに係る指導等状況	12
(5)	規制に係る通報・苦情等の受理状況	13
9	地球温暖化対策の概要	13
(1)	自動車地球温暖化対策計画作成報告書・実施状況報告書等の提出状況	13
(2)	家電製品省エネ情報提供制度に係る指導状況	14
第2節 大気水質担当		15
1	大気汚染防止の概要	15
(1)	事業所数及び施設数（ばい煙・水銀・粉じん関係）	15
(2)	事業所数及び施設数（VOC・炭化水素類関係）	15
(3)	届出受理件数	16
(4)	立入検査及び行政措置状況（ばい煙・水銀関係）	16
(5)	立入検査及び行政措置状況（粉じん関係）	16
(6)	立入検査及び行政措置状況（VOC・炭化水素類関係）	17
(7)	立入検査及び行政措置状況（有害大気汚染物質関係）	17
(8)	大気汚染緊急時対策	17
2	水質汚濁防止の概要	18
(1)	事業所数	18
(2)	届出受理件数	18
(3)	立入検査及び行政措置状況	19
(4)	異常水質事故件数	19
3	ダイオキシン類対策の概要	20
(1)	事業所数及び施設数	20
(2)	届出受理件数	20
(3)	立入検査及び行政措置状況	20
4	フロン回収の概要	21
(1)	立入検査数	21
5	化学物質管理制度の概要	21

6	地盤沈下対策の概要	21
	(1) 揚水施設の許可・届出状況	21
	(2) 届出等受理件数	22
7	土壌汚染対策の概要	22
	(1) 指定区域の状況	22
	(2) 届出受理状況（法）	23
	(3) 届出受理状況（条例）	23
8	浄化槽の概要	23
	(1) 浄化槽の建築確認申請数及び届出数並びに立入検査数	23
	(2) 法定検査（11条）受検指導状況	24
	(3) 保守点検業者の登録	24
	(4) 立入検査及び行政措置状況（保守点検業者）	24
	(5) 浄化槽苦情の処理	24
9	公害防止組織の整備	25
10	公害苦情の処理	25
11	元小山川流域生活排水対策推進協議会の概要	26
12	川の国広援団	26
第3節	廃棄物・残土対策担当	27
1	廃棄物処理の概要	27
	(1) 廃棄物処理施設数等	27
	(2) 産業廃棄物処理業の許可状況	28
	(3) 立入検査状況	28
	(4) 行政措置状況	28
2	建設リサイクルの概要	29
3	自動車リサイクルの概要	29
4	土砂の排出、堆積等の概要	29
	(1) 許可等の状況	29
	(2) 行政措置状況	29
5	特定再生資源屋外保管業の概要	30
6	通報苦情の処理	30

# 第1章 事務所の概要

## 1 概要

北部環境管理事務所の所管区域は、現在、熊谷市、本庄市、深谷市、児玉郡美里町、神川町、上里町、大里郡寄居町の7市町(3市、4町)で、面積562.12km<sup>2</sup>(県面積比14.80%)<sup>※1</sup>、人口489,511人<sup>※2</sup>である。

管轄地域には、県北の中心的な都市機能を有する地域、農山村地域、県立自然公園地域などが存在しており、自然環境の保全行政から規制行政に渡る幅広い分野を職員25名<sup>※3</sup>で担当している。

※1：国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村面積調(1月1日時点)」

※2：埼玉県統計課「埼玉県推計人口(令和7年3月1日現在)」 ※3：令和7年4月1日現在

## 2 沿革

北部環境管理事務所は、公害の防止、廃棄物の適正処理、自然保護等の環境行政を総合的に推進するため、保健所の公害監視室所掌事務、自然保護課及び自然公園事務所の所掌事務、農林事務所所掌の鳥獣保護・狩猟免許事務、土木事務所所掌の砂利・岩石・土の採取事務を整理統合し、環境部の地域機関として県内5か所に(中央、西部、秩父、北部、東部)に設置された環境管理事務所の一つである。なお、現在では前出5か所の環境管理事務所に2か所(東松山、越谷)を加え、全7か所の環境管理事務所で県内をカバーしている。

昭和62年4月1日	北部環境管理事務所が熊谷地方庁舎に設置された。
平成9年4月1日	所管区域が変更(行田市、羽生市、南河原村を東部環境管理事務所へ移管)となった。
平成14年4月1日	児玉郡市の業務の一部を処理するため、本庄地方庁舎内に本庄駐在が設置された。
平成15年4月1日	ディーゼル車規制等を行うため自動車公害監察担当が新設された。 新たに残土対策を所管することとなり、廃棄物担当を廃棄物・残土対策担当とした。
平成19年4月1日	大気水質担当の一部の事務を熊谷市に移譲した。
平成21年4月1日	地域環境担当と自動車公害監察担当を統合し企画調整担当を設置した。
平成28年4月1日	監視・指導担当(本庄駐在)を本所(熊谷)に統合した。
令和4年4月1日	企画調整担当を地域環境担当に名称変更した。



## 第2章 業務の実施状況

### 第1節 地域環境担当

#### 1 砂利・岩石・土採取等の概要

砂利採取法、採石法、埼玉県土採取条例に基づき、採取業者の登録、採取計画の審査、認可及び指導業務のほか、採取等に伴う災害及び生活障害等の未然防止に努めている。

##### (1) 事業者数及び採取場数

(令和7年3月31日現在)

区分 市町村	砂利		岩石		合計	
	事業者	採取場	事業者	採取場	事業者	採取場
熊谷市	0	0	0	0	0	0
本庄市	0	0	0	0	0	0
深谷市	3	4	0	0	3	4
美里町	0	0	0	0	0	0
神川町	0	0	0	0	0	0
上里町	3	4	0	0	3	4
寄居町	0	0	3	3	3	3
計	6	8	3	3	9	11

##### (2) 認可

##### ア 砂利採取計画申請件数

区分 市町村	砂利採取			洗浄プラント				合計
	新規	変更	計	新規	更新	変更	計	
熊谷市	0	0	0	0	1	0	1	1
本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0
深谷市	3	2	5	0	1	0	1	6
神川町	1	0	1	0	1	0	1	2
上里町	3	1	4	0	3	0	3	7
寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	3	10	0	6	0	6	16

イ 岩石採取計画申請件数

件数	区分	認可数	新規	廃止	期間更新	変更	計
	計		1	0	0	1	0

ウ 土採取計画申請件数

件数	区分	前年度末	新規	廃止	変更	計
	計		0	0	0	0

(3) 立入検査、巡視及び行政措置状況

ア 立入検査及び巡視

市町村	砂利			岩石			土採取 (条例)	合計
	採取	洗浄	計	前期	後期	計		
熊谷市	3	2	5	0	0	0	0	5
本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0
深谷市	7	2	9	0	0	0	0	9
神川町	5	2	7	0	0	0	0	7
上里町	6	6	12	0	0	0	0	12
寄居町	0	0	0	3	3	6	0	6
計	21	12	33	3	3	6	0	39

イ 行政措置

処分	砂利			岩石				土採取 (条例)	合計
	採取	洗浄	計	砕石	石材	他	計		
勸告	1	0	1	0	0	0	0	0	1
命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	1

#### (4) 苦情処理

住民による砂利採取及び岩石採取に係る苦情処理等は、関係課所及び市町村とともに現地調査を実施し、行為者等に対し指導を行い解決に努めている。

市町村	砂 利			岩 石			合 計		
	受 理	解 決 済	調 査 数	受 理	解 決 済	調 査 数	受 理	解 決 済	調 査 数
熊 谷 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本 庄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深 谷 市	1	0	1	0	0	0	1	0	1
神 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 里 町	1	1	1	0	0	0	1	1	1
寄 居 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	2	0	0	0	2	1	2

## 2 環境影響評価

法律又は条例に基づく環境影響評価書の縦覧等を行っている。

(令和7年3月31日現在)

法 令	件 数	進 捗	市町名 (事業地)
法 律	0	—	—
条 例	0	—	—
計	0	—	—

## 3 自然公園の概要

県立自然公園は、埼玉県立自然公園条例に基づき管内に2か所指定されている。地域内の各種行為の許認可事務等を行い、優れた自然の風景地の保護と自然歩道、休憩舎等施設の管理を行い、利用推進に努めている。

### (1) 公園区域概要

(令和7年3月31日現在)

公 園 名	特 別 地 域	普 通 地 域	市 町 名
長 瀬 玉 淀	0 ha	2,325.0 ha	寄居町
上 武	858 ha	4,620.6 ha	本庄市、神川町
計	858 ha	6,945.6 ha	

(2) 工作物の新築等許可及び届出受理状況

公園名	工作物の新築	その他	計
長瀬玉淀	4	3	7
上武	4	0	4
計	8	3	11

(3) 立入調査及び巡視状況

公園名	立入調査	巡視	計
長瀬玉淀	0	1	1
上武	3	2	5
計	3	3	6

#### 4 自然環境保全地域の概要

自然環境の適正な保全を図るため埼玉県自然環境保全条例に基づき管内に1か所指定されている。貴重な自然環境を守るため地域内の各種行為等の監視に努めている。

また、指定地域内の山林等の所有者等に、協力奨励金を交付している。

(1) 保全地域概要

熊谷市大沼自然環境保全地域 普通地区 10.0ha

(2) 届出書受理件数 0件

(3) 協力奨励金の交付状況 17人、 82,996円、 4.9ha

#### 5 ふるさとの緑の景観地の概要

ふるさと埼玉を象徴する緑や郷土の歴史を伝える雑木林等を保全し、後世に伝えていくために、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、管内に2か所指定されている。

また、県と指定地域内の緑の保全に関する管理協定を締結した所有者等に、奨励金を交付している。

(1) 景観地指定概要

(令和7年3月31日現在)

名称	箇所	協定面積 (ha)
深谷市榎挽ふるさとの緑の景観地	1	23.7
寄居町榎挽ふるさとの緑の景観地	1	3.9
計	2	27.6

(2) 届出書受理件数 0件

(3) 奨励金の交付状況 191人、3,079,937円、27.6ha

## 6 緑化計画届出制度

開発行為等における緑地の確保を図るために、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画届出書の届出が必要となっている。

届出件数	63件
緑化計画届出緑化面積	4.0 ha

## 7 鳥獣保護、狩猟免許等の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）等を設定するとともに、狩猟免許・狩猟者登録等の事務の執行を通じ、鳥獣の生息環境を保全し、狩猟の適正化に努めている。また、鳥獣保護管理員を委嘱し、鳥獣の違反捕獲等の監視、取締りの補助業務に当たらせている。

(1) 鳥獣保護区等の設定

ア 鳥獣保護区

(令和7年3月31日現在)

名称	所在地	面積(ha)	期限
滑川鳥獣保護区	熊谷市、東松山市、滑川町	802	令. 11. 10. 31
神川	神川町	318	〃. 12. 10. 31
秋平	本庄市、美里町	736	〃. 13. 10. 31
美里	美里町	194	〃. 9. 10. 31
神流湖	神川町、秩父市	280	〃. 9. 10. 31
折原	寄居町、皆野町	785	〃. 15. 10. 31
遺跡の森総合公園	美里町	15	〃. 16. 10. 31
男衾中学校	寄居町	4	〃. 9. 10. 31
若泉公園	本庄市	8	〃. 7. 10. 31
川本	深谷市	16.5	〃. 12. 10. 31
児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	〃. 13. 10. 31
仙元山公園	深谷市	35	〃. 14. 10. 31
荒川大麻生	熊谷市	707.1	〃. 15. 10. 31
立正大学・文殊寺	熊谷市	101	〃. 16. 10. 31
かわせみ河原	寄居町、深谷市	67.1	〃. 9. 10. 31

イ 特定猟具使用禁止区域（銃）

（令和7年3月31日現在）

名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
上里町烏川・神流川 特定猟具使用禁止区域（銃）	上里町	314	無期限
深 谷	深谷市	1,667.4	〃
岡 部	深谷市	227	〃
男 衾	寄居町、小川町	1,065	令. 7. 10. 31
比 企 北 部	熊谷市、東松山市、滑川町、吉見町	10,753.4	無期限
三 ケ 山	寄居町	132	〃
金 尾 山 ・ 風 布	寄居町、美里町、長瀬町	687	〃
大 久 保 山	本庄市、美里町	342	〃
板 東 大 橋	本庄市	258	〃
北 武 蔵	深谷市、美里町	605	令. 7. 10. 31
櫛 挽	深谷市、寄居町	919	無期限
川 本	深谷市	1,883.5	令. 8. 10. 31
熊 谷	熊谷市	8,933.9	無期限
利根川総合運動公園	熊谷市	520	〃
露 梨 子	寄居町	333.7	〃
森林公園ゴルフ倶楽部	寄居町、小川町	147.3	〃
美 里 南 部	美里町	101.7	〃
神 流 川	神川町	110	〃
美 里 ・ 甘 粕	美里町	12	〃
本 庄	本庄市	2,458	令. 7. 10. 31
妻 沼	熊谷市	327	令. 8. 10. 31
深 谷 北 部	深谷市	996.7	無期限
寄 居	寄居町	442.9	〃
西 ノ 入	寄居町	40	〃
妻 沼 福 川	熊谷市	308.5	〃
榛 沢	深谷市	18.3	〃
児 玉	本庄市	346.6	〃
豊 里 運 動 公 園	深谷市	35.7	〃
花 園	深谷市	646.3	〃
上 里	上里町	1,232.8	〃
こだまゴルフクラブ	本庄市、美里町	114.5	〃
鐘 撞 堂	深谷市、寄居町	110.5	〃
前小屋・二ツ小屋	深谷市	120.5	〃
熊谷相上・玉作	熊谷市	20.5	〃

ウ 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）

（令和7年3月31日現在）

名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
荒 川 指定猟法禁止区域	上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、深谷市、熊谷市、川島町、吉見町、寄居町	1,888.0	無 期 限

## (2) 狩猟免許試験等

## ア 試験

種 類	申請者数	受験者数	合格者数
網 猟	新 規	1	1
	一 部 免 除	0	0
わ な 猟	新 規	11	10
	一 部 免 除	9	8
第 一 種 銃 猟	新 規	30	29
	一 部 免 除	3	3
第 二 種 銃 猟	新 規	0	0
	一 部 免 除	1	1
計	新 規	42	40
	一 部 免 除	13	12

## イ 更新

種 類	申請者数	受験者数	合格者数
網 猟	5	5	5
わ な 猟	89	88	88
第 一 種 銃 猟	191	191	191
第 二 種 銃 猟	2	2	2
合 計	287	286	286

## ウ 狩猟者登録

項 目	網 猟	わ な 猟	第 一 種 銃 猟	第 二 種 銃 猟	合 計
登録者数	1	71	201	14	287

## (3) 狩猟による鳥獣捕獲状況（令和7年3月31日現在）

## a 鳥類

キジバト	ムクドリ	ヒヨドリ	スズメ	カラス類	カモ類	カワウ	キジ	ヤマドリ	その他
136	28	86	78	107	238	27	57	1	2

## b 獣類

タヌキ	キツネ	アライグマ	ハクビシン	イノシシ	ニホンジカ	ノウサギ	ツキノワグマ
19	4	103	6	57	143	0	0

(4) 鳥獣捕獲許可状況

ア 事務所許可（有害鳥獣捕獲許可以外の許可が対象）

(ア) 許可件数	46件
a 事務所（傷病）	19件
b 学術研究	1件
c 環境影響評価	26件

(イ) 鳥獣捕獲数

a 鳥類	0羽
b 獣類	39頭

イ 市町村許可（有害鳥獣捕獲許可のみ対象）

(ア) 許可件数	165件
----------	------

(イ) 鳥獣捕獲数

a 鳥類

ドバト	キジバト	ムクドリ	ヒヨドリ	スズメ類	カラス類	カモ類	カワウ	キジ
366	33	115	171	192	416	55	11	10

b 鳥類卵

スズメ	キジバト
2	2

c 獣類

タヌキ	キツネ	アライグマ	ハクビシン	イノシシ	ニホンジカ	アナグマ	ノウサギ
140	9	204	99	358	394	29	1

(5) 鳥の異常死に関する対応

ア 対応レベル

令和7年3月31日現在、埼玉県内は環境省が定める「対応レベル」の「3（3段階中最上位レベル）」に指定されている。

イ 管内の鳥インフルエンザの検査状況等（令和6年度）

(ア) 回収件数 4件（回収羽数 4羽（陽性件数 1件））

(6) アライグマ防除実施計画による捕獲数

2,613頭（令和7年3月31日現在）

(7) アライグマ捕獲従事者養成研修会の実施

農業大学校 修了者 48人

1回 修了者 69人

(8) 傷病等による鳥獣の相談件数

208件

## 8 自動車対策の概要

### (1) ディーゼル車排出ガス規制に係る運行車両検査・行政措置等の状況

埼玉県生活環境保全条例に基づき、ディーゼル車の運行車両検査等を実施するとともに、不適合車に対して改善指導を行っている。

#### ア 運行車両検査

検査種類	検査日数	検査箇所数	検査台数	適合台数	不適合台数	適合率 (%)
大規模 拠点検査	1	1	75	75	0	100
小規模 拠点検査	0	0	0	0	0	-
合 計	0	0	0	0	0	-

#### (ア) 大規模拠点検査

区 分	県内台数	県外台数	合計台数
検査台数	20	55	75
適合台数	20	55	75
不適合台数	0	0	0

#### (イ) 小規模拠点検査

(台)

区 分	県内台数	県外台数	合計台数
検査台数	0	0	0
適合台数	0	0	0
不適合台数	0	0	0

#### イ 行政措置等

(台)

検査種類	検査告知書	不適合車両注意書	警告書	運行禁止命令
大規模拠点検査	0	0	0	0
小規模拠点検査	0	0	0	0
他事務所から引継ぎ	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(2) 自動車使用管理計画書・実績報告書等の提出状況

埼玉県生活環境保全条例及び自動車NOx・PM法に基づき、県内で30台以上の自動車（軽・二輪・特殊自動車を除く。）を使用する事業者を作成・提出が義務付けられている自動車使用管理計画書（変更を含む。）及び実績報告書を受理している。

区 分		受理件数	事業者数
計画書	法律（様式A-1）	1	2
	条例（様式6-2）	1	
変更計画書	法律（様式A-2）	0	0
	条例（様式6-3）	0	
実績報告書	法律（様式A-3）	22	58
	条例（様式6-4）	47	

※ 事業者数は、法律、条例での重複分を除いた数である。

(3) 燃料規制に係る立入検査・行政措置等の状況

埼玉県生活環境保全条例では、重油及び重油混和燃料等の自動車（建設作業機械などの特殊自動車を含む。）への使用と販売が禁止されていることから、採油検査を実施している。

検査種類		検査回数	検査件数	採油検体数	ケマリン検出数	不適合数	備 考
拠点検査	地下タンク	2	0	0	0	0	
	車両		63	63	0	0	
事業場検査	地下タンク	0	0	0	0	0	
	車両		0	0	0	0	
合 計		2	63	63	0	0	

※ 車両は重機等も含む。検査には、書類検査のみの場合も含む。

(4) アイドリング・ストップに係る指導等状況

埼玉県生活環境保全条例では、自動車等の運転者や自動車等を使用する事業者に対し、駐車時又は停車時のアイドリング・ストップの遵守を義務付けている。また、駐車場（収容能力20台以上又は面積が500㎡以上）の設置者及び管理者に対し、施設利用者へのアイドリング・ストップの周知を義務付けており、通報や苦情に対する調査や指導などを行っている。

ア 自動車運転者の義務

区 分	件 数	台 数	勧告件数	公表件数
通報・苦情に伴う指導	3	0	0	0

※ 台数は、不特定・複数車両で把握できない場合は計上しない。

イ 駐車場設置者・管理者の義務

区 分	事業者数	駐車場数	勧告件数	公表件数
周知義務に対する指導	1	1	0	0

※ 事業者数には個人事業者を含む。

ウ パトロール

区 分	実施回数	摘 要
パトロールの実施	0	—

(5) 規制に係る通報・苦情等の受理状況

埼玉県生活環境保全条例に基づく規制等に係る通報や苦情等については、立入調査を実施することなどにより、解決に努めている。

区 分		受 理 件 数	処 理 件 数	継 続 件 数
運行規制	不適合な車両の運行	0	0	0
	運行車両検査の実施	0	0	0
燃料規制	不適正な燃料の使用	0	0	0
	不適正な燃料の販売	0	0	0
	駐車場管理者の義務	0	0	0
その他		0	0	0
合 計		0	0	0

## 9 地球温暖化対策の概要

(1) 自動車地球温暖化対策計画作成報告書・実施状況報告書等の提出状況

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、県内で30台以上の自動車を使用する事業者から自動車地球温暖化対策計画作成報告書や自動車地球温暖化対策実施状況報告書を受理している。

ア 受理件数

区 分		受 理 件 数
計画作成報告書	30台以上	3
	200台以上	1
	30台未満	0
計画変更報告書		0
実施状況報告書		70
エコドライブ推進者選任（解任）届出書		8
計画廃止報告書		0

イ 自動車地球温暖化対策計画等に係る立入検査

区 分	検 査 件 数
立 入 検 査	0

※運行車両検査（事業場検査）と同時に行ったものも含む。

(2) 家電製品省エネ情報提供制度に係る指導状況

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、エアコン・照明器具（蛍光灯器具）・テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気便座のいずれかを5台以上陳列販売する事業者は、省エネラベルの表示並びに購入者への省エネ性能の説明が義務付けられている。

さらに、前記事業者のうち電気機器等の売場面積が1千㎡以上の店舗を設置する事業者は、省エネルギー性能説明者の選任・届出が義務付けられていることから、それらに係る周知・指導を行っている。

区 分	条例周知店舗数	うち義務対象店舗数	うち対象品目売場1,000㎡以上
立入検査	5	5	2
文書調査	0	0	0

## 第2節 大気水質担当

### 1 大気汚染防止の概要

工場、事業場から発生するばい煙、粉じん、揮発性有機化合物（VOC）等による大気の汚染を未然に防止するため、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出の受理、審査及び事業所の立入検査を実施している。

特に、廃棄物焼却炉については、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、重点的に立入検査を実施し、排出基準等の遵守、燃焼管理等の指導を行っている。

#### (1) 事業所数及び施設数（ばい煙・水銀・粉じん関係）

（令和7年3月31日現在）

区分	大気汚染防止法						埼玉県生活環境保全条例			
	ばい煙発生施設		水銀排出施設		一般粉じん発生施設		指定ばい煙発生施設		指定粉じん発生施設	
	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設
熊谷市	39	178 (3)	11	21	—	—	18	34(16)	—	—
本庄市	50	107 (7)	4	6	3	12	14	16(14)	6	47
深谷市	58	192 (5)	3	5	7	25	34	37(32)	9	67
美里町	7	39 (0)	0	0	1	1	5	5 (5)	2	2
神川町	12	29 (0)	0	0	5	19	4	4 (4)	7	72
上里町	18	35 (0)	0	0	4	45	7	7 (7)	7	60
寄居町	26	75 (8)	3	8	9	88	17	17(17)	8	62
合計	210	655(23)	21	40	29	190	99	120(95)	39	310

備考 ( ) 内は廃棄物焼却炉の数(内数)

#### (2) 事業所数及び施設数（VOC・炭化水素類関係）

（令和7年3月31日現在）

区分	大気汚染防止法 V O C 排出施設		埼玉県生活環境保全条例 指定炭化水素類 発生施設	
	事業所	施設	事業所	施設
熊谷市	4	12	42	135
本庄市	0	0	15	75
深谷市	5	19	42	125
美里町	0	0	4	7
神川町	0	0	6	160
上里町	2	3	9	18
寄居町	1	3	5	19
合計	12	37	123	539

(3) 届出受理件数

区 分		設置届	使用届	変更届	氏名等届 変更届	使 用 届 使 止 届	承 継 届	電 工 作 物
法 律	ばい煙発生施設	20	0	1	20	31	1	14
	水銀排出施設	2	0	0	0	0	0	0
	一般粉じん発生施設	4	0	1	6	10	0	0
	VOC排出施設	0	0	0	0	0	1	0
条 例	指定ばい煙発生施設	0	0	0	3	0	0	
	指定粉じん発生施設	6	0	0	5	0	1	
	指定炭化水素類発生施設	3	0	1	3	0	1	

区 分	熊谷市	本庄市	深谷市	美里町	神川町	上里町	寄居町
特定粉じん等排出作業実施届出書	-	4	2	0	0	2	0

(4) 立入検査及び行政措置状況（ばい煙・水銀関係）

区分 市町村	立 入 検 査						行 政 措 置 等			
	ばい煙発生施設		水銀排出施設		指定ばい煙発生施設		煙道 測定	改善 命令	改善 勧告	注意
	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設				
熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本庄市	9	26	3	3	1	3	1(1)	0	0	1
深谷市	9	75	0	0	2	5	1(0)	0	1	0
美里町	2	16	0	0	1	1	0	0	0	1
神川町	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0
上里町	2	4	0	0	1	1	0	0	0	0
寄居町	3	21	2	4	0	0	1(1)	0	0	0
合 計	27	150	5	7	5	10	3(2)	0	1	2

備考 「煙道測定」の（ ）内は水銀測定も行った数（内数）

(5) 立入検査及び行政措置状況（粉じん関係）

立 入 検 査							行 政 措 置 等		
一般粉じん 発生施設		指定粉じん 発生施設		特定粉じん 排出等作業			改 善 命 令	改 善 勧 告	注 意
事業所	施設	事業所	施設	養生確認	石綿測定	完了検査			
0	0	0	0	10	3	0	0	0	0

(6) 立入検査及び行政措置状況（VOC・炭化水素類関係）

立 入 検 査						行 政 措 置 等		
V O C 排 出 施 設		指 定 炭 化 水 素 類 発 生 施 設		測 定		改 善 命 令	改 善 勸 告	注 意
事業所	施 設	事業所	施 設	事業所	施 設			
4	8	11	86	1	2	0	0	0

(7) 立入検査及び行政措置状況（有害大気汚染物質関係）

立 入 検 査				行 政 措 置 等		
有害大気汚染物質 (条例)		測 定		改 善 命 令	改 善 勸 告	注 意
事業所	物質数	事業所	物質数			
11	16	2	2	0	0	0

(8) 大気汚染緊急時対策

対 象 事 業 所 数		届 出 件 数	立 入 検 査 数	光化学スモッグ注意報発令状況
ばい煙 25	VOC 11	5	0	県北中部地区5日 県北西部地区6回 本庄地区4回

## 2 水質汚濁防止の概要

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出の受理、審査及び指導を行っている。

また、工場、事業場の排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、有害物質による地下水汚染を防止するため、随時立入検査を実施し、特定施設、指定施設、排水処理施設及び排水水等の検査を行い、基準を遵守するよう指導している。

### (1) 事業所数

(令和7年3月31日現在)

区分 市町村	水質汚濁防止法					埼玉県生活環境保全条例	
	届出事業所	排水規制対象		有害物質 使用	有害物質 貯蔵	届出事業所	排水規制対象
		濃度規制	総量規制				
本庄市	290	45	0	14	6	11	6
深谷市	612	79	13	16	4	35	20
美里町	45	12	0	4	1	0	0
神川町	53	9	0	2	1	0	0
上里町	66	14	0	7	4	3	3
寄居町	122	24	9	3	2	2	2
合計	1,188	183	22	46	18	51	31

(注) 条例の規制対象は、法の規制対象との重複分を除いたものである。

(注) 有害物質使用は届出事業所のうち有害物質使用特定施設を届け出ている事業数である。

### (2) 届出受理件数

区分	設置届	使用届	変更届	氏名等 変更届	使用 廃止届	承継届	汚濁負荷量 測定手法届
法律	20	0	13	35	18	1	1
条例	0	0	0	2	0	0	

## (3) 立入検査及び行政措置状況

区分 市町村	立 入 検 査				報 告	行 政 措 置 等			
	事 業 所	排 水 検 査	基 準 超 過	超 過 率 (%)	事 業 所	停 止 命 令	改 善 命 令	改 善 勸 告	注 意
本 庄 市	19	9	0	0	24	0	0	0	0
深 谷 市	42	18	3	17	43	0	0	0	3
美 里 町	13	6	1	17	0	0	0	0	1
神 川 町	4	0	0	0	7	0	0	0	0
上 里 町	12	4	0	0	11	0	0	0	0
寄 居 町	8	1	0	0	23	0	0	0	0
合 計	98	38	4	11	108	0	0	0	4

## (4) 異常水質事故件数

区分 市町村	魚のへい死	油の流出	着色水・濁水	そ の 他	合 計
本 庄 市	0	1	1	1	3
深 谷 市	0	0	1	0	1
美 里 町	0	2	0	0	2
神 川 町	0	0	0	0	0
上 里 町	0	0	0	0	0
寄 居 町	0	0	0	0	0
合 計	0	3	2	1	6

### 3 ダイオキシン類対策の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、届出の受理、審査及び事業所の立入検査を実施している。

#### (1) 事業所数及び施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	事業所	大気基準適用施設		水質基準適用施設	
		事業所	施設	事業所	施設
熊谷市	17	16	33	6	12
本庄市	8	7	9	3	4
深谷市	9	9	23	2	4
美里町	0	0	0	0	0
神川町	2	2	2	0	0
上里町	1	1	1	0	0
寄居町	3	3	8	3	18
合計	40	38	76	14	38

#### (2) 届出受理件数

設置届	使用届	変更届	氏名等変更届	使用廃止届	承継届	測定結果報告書
1	0	0	4	2	0	44

#### (3) 立入検査及び行政措置状況

区分	立入検査								行政措置		
	大気基準適用施設				水質基準適用施設				改善命令	改善勧告	注意
	事業所	施設	煙道測定	基準超過	事業所	施設	排水検査	基準超過			
熊谷市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
本庄市	6	10	2	0	1	1	1	0	0	0	0
深谷市	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神川町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄居町	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	31	2	0	1	1	1	0	0	0	1

#### 4 フロン回収の概要

オゾン層保護と地球温暖化防止、適正な自動車リサイクルのために、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき立入検査を行っている。

##### (1) 立入検査数

区分		立入検査数
フロン排出抑制法	充填回収業者	0
	管理者 解体現場等	67
自り法	引取業者	0
	フロン類回収業者	0

#### 5 化学物質管理制度の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法、P R T R法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入指導を行っている。

令和6年度の立入は20事業所であった。

#### 6 地盤沈下対策の概要

地下水の汲み上げが原因と考えられる地盤沈下を防止するために、埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水の採取規制、水使用の合理化等の指導を行っている。

##### (1) 揚水施設の許可・届出状況

(令和7年3月31日現在)

市町村	許可数		届出数		用途別井戸本数						
	事業所数	井戸本数	事業所数	井戸本数	工業用	建築物用	その他	農業用	水産養殖用	水道事業用	非常災害用
熊谷市	113	215			101	68	5	16	4	16	5
本庄市			96	130	40	28	28	16	3	15	0
深谷市			25	67	44	1	6	0	0	16	0
上里町			76	159	87	9	13	11	0	33	6
合計			13	28	10	2	9	0	1	6	0
合計			323	599	282	108	61	43	8	86	11

(2) 届出等受理件数

採取許可	使用等届	採取届	変更許可	変更届	氏名等変更届	承継届	廃止等届
1	1	5	0	1	12	0	2

## 7 土壤汚染対策の概要

土壤の汚染状況の把握、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を規定した「土壤汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の土壤及び地下水汚染に関する規定に基づき、調査・対策の指導を行っている。

(1) 指定区域の状況

(令和7年3月31日現在)

指定番号	指定年月日	解除年月日	所在場所
指-101号 (要措置区域)	平成27年 7月14日	—	深谷市田谷
指-102号 (形質変更時要届出区域)	平成27年 7月14日	—	深谷市田谷
指-122号 (形質変更時要届出区域)	平成28年 8月26日 令和 4年 2月25日 令和 4年 8月 2日 令和 4年10月14日 令和 6年 1月12日 (追加)	令和 3年 7月16日 令和 4年 5月20日 令和 6年 1月12日 (一部)	深谷市幡羅町
指-133号 (形質変更時要届出区域)	平成29年 1月10日	—	本庄市下野堂
指-163号 (形質変更時要届出区域)	令和元年 7月30日	令和元年12月17日 令和 3年 4月 6日 令和 5年 1月24日 (一部)	本庄市南
指-164号 (形質変更時要届出区域)	令和元年11月 1日	令和 2年 7月21日 (一部)	児玉郡上里町 七本木
指-181号 (形質変更時要届出区域)	令和 3年 4月30日	—	本庄市小島南
指-213号 (形質変更時要届出区域)	令和 5年 4月14日	—	本庄市児玉町共栄

(2) 届出受理状況(法)

	報告数
土壤汚染状況調査結果報告書	3
ただし書の確認申請書	4
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	23
指定の申請書	0
措置完了報告書	2
その他	9
合計	41

(3) 届出受理状況(条例)

	報告数
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査結果	25
汚染状況調査結果	0
汚染処理完了報告書	0
その他	1
合計	26

## 8 浄化槽の概要

浄化槽法に基づき、施設の立入検査を実施し、浄化槽管理者に対して保守点検、清掃等を含め正しい使い方等、適正な維持管理指導を行っている。

また、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、保守点検業者の登録の受付審査及び立入検査を行っている。

法定検査(11条)受検率向上のため、11人槽以上の浄化槽管理者に対して受検指導を実施した。

(1) 浄化槽の建築確認申請数及び届出数並びに立入検査数

市 町 村	建築確認申請数	届出数	立入検査数
本 庄 市	97	6	10
深 谷 市	164	15	27
神 川 町	30	12	1
寄 居 町	50	10	7
合 計	341	43	45

## (2) 法定検査(11条)受検指導状況

11人槽以上浄化槽への指導状況

(単位：基数)

市 町 村	設置基数	文書指導	勧告1回目	勧告2回目	指導受検数
本 庄 市	725	0	0	0	0
深 谷 市	1,000	68	0	0	5
神 川 町	220	0	0	0	0
寄 居 町	388	0	0	0	0
合 計	2,333	68	0	0	5

## (3) 保守点検業者の登録

登録業者数	登 録 申 請		登 録 移 管		廃業届	登録の抹消	登録の取消
	新 規	更 新	管 内	管 外			
84	1	10	0	0	1	0	0

(注) 登録業者数は、令和7年3月31日現在である。

## (4) 立入検査及び行政措置状況(保守点検業者)

立 入 検 査		行 政 措 置 等		
立入業者数 (書面審査者数)	不 適	文 書 指 導	始 末 書 等	口 頭 指 導
0 (0)	0	0	0	0

## (5) 浄化槽苦情の処理

前年度繰越	本年度受理	合 計	処 理 済	処 理 中
0	10	10	8	2

## 9 公害防止組織の整備

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止管理者等の選任などの届出の受理及び立入検査を実施し、公害防止体制、職務執行について指導を行っている。

区 分	対 象 事 業 所 数			届 出 件 数	立 入 検 査 数		
	大気関係	水質関係	ダイオキシン 関 係		大 気 関 係	水 質 関 係	ダイオキシン関係
法 律	35	33	5	41	9	17	1
条 例	34	10	10	34	3	2	1
合 計	69	43	15	75	12	19	2

(注) 対象事業所数は、令和7年3月31日現在である。

## 10 公害苦情の処理

住民からの苦情・陳情を受理し、発生源の事業所に立入調査を実施し、防止対策の指導を行い、解決に努めている。

(令和7年3月31日現在)

区 分		前年度から繰越	本年度受理	合 計	処 理 済	処 理 中
大 気 汚 染	ば い 煙	0	3	3	3	0
	粉 じ ん	0	4	4	4	0
	そ の 他	0	1	1	1	0
	計	0	8	8	8	0
水 質 関 係	水質の汚濁	1	28	29	28	1
	そ の 他	0	0	0	0	0
	計	1	28	29	28	1
合 計		1	36	37	36	1

## 1 1 元小山川流域生活排水対策推進協議会の概要

平成4年7月に元小山川流域が「生活排水対策重点地域」に指定されたことに伴い、流域の本庄市及び上里町の生活排水対策推進計画に係る機関との調整を図り、計画を推進するための「元小山川流域生活排水対策推進協議会」が設置されている。

平成29年度から県（水環境課、本庄県土整備事務所、北部地域振興センター）・本庄市・上里町が参加する部会を開催し、元小山川の水質保全対策、浄化活動の取組及び川の再生活動団体の支援などについて調査、協議を行っている。

## 1 2 川の国応援団

「川の国応援団」は、県に登録した川の再生活動を行う団体である。県はこうした団体に各種の支援メニューを用意している。令和6年度は3件資材提供等を行った。

また、元小山川における清掃活動（11月）に参加した。

### 第3節 廃棄物・残土対策担当

#### 1 廃棄物処理の概要

県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正処理についての指導を行っている。

廃棄物は、事業活動に伴って排出される産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区分される。

一般廃棄物については、ごみ処理施設、し尿処理施設などに係る届出の受理及び審査を、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業の許可申請（更新のみ）及び各種届出の受理・審査並びに廃棄物処理施設、処理業の許可業者及び排出事業所等への立入検査を行っている。

##### (1) 廃棄物処理施設数等

(令和7年3月31日現在)

区分 市町村	一般廃棄物処理施設					産業廃棄物処理業				産業廃棄物 処理施設 ※2
	ごみ処理施設		し尿 処理 施設	最終 処分場		収集運搬業 (積替え保管)		中間処分業		
	焼却	焼却以外		稼働	終了	普通	特管	普通 ※1	特管	
熊谷市	4	7	2	1	3	11	2	17	1	26
本庄市	1	5	1	0	1	3	1	6	0	12
深谷市	1	2	2	0	4	11	3	21	3	29
美里町	0	0	0	1	0	3	0	2	0	3
神川町	0	2	0	0	1	1	0	3	0	3
上里町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
寄居町	3	8	1	1	1	3	1	8	2	19
合計	9	24	6	3	10	32	7	58	6	93

※1 中間処分業（普通）では、他に群馬県、新潟県及び栃木県の業者（移動式処分業）3社を管轄している。

※2 産業廃棄物処理施設では、他に栃木県の業者の1施設（移動式破碎施設）を管轄している。

(2) 産業廃棄物処理業の許可状況

区 分	更 新 許 可	
	申請件数	許可件数
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)	2	3
産業廃棄物中間処分業	14	13
産業廃棄物最終処分業	—	—
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)	0	0
特別管理産業廃棄物中間処分業	0	1
特別管理産業廃棄物最終処分業	—	—

※新規許可、変更許可、収集運搬業許可（積替え保管を除く。）に関する業務は産業廃棄物指導課

廃棄物再生事業者登録	新 規	変 更
	0	0

(3) 立入検査状況

一般廃棄物 処理施設	産業廃棄物排出事業者		産業廃棄物 処理業者	その他・ 行為者不明	合 計
	医療機関	左記以外			
19	3	45	131	635	833

(4) 行政措置状況

口頭指導	報告徴収	文書勧告	改善命令	措置命令	営業停止	許可取消	合 計
136	0	4	0	0	0	0	140

## 2 建設リサイクルの概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称：建設リサイクル法)に基づく届出のあった建物等解体現場に対し、分別解体及び廃棄物の適正処理等に係る立入検査を行っている。

立 入 検 査	73
---------	----

## 3 自動車リサイクルの概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律(略称：自動車リサイクル法)に基づき、届出の受理及び許可業者等に対する立入検査を行っている。

許 可 業 者		立 入 検 査
解 体 業	破 砕 業	
17	3	35

※許可業者数は、令和7年3月31日現在

## 4 土砂の排出、堆積等の概要

県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例に基づき、土砂の堆積に係る許可や土砂の排出の届出等の受理、土砂の堆積の許可業者等に対する立入検査を行っている。

### (1) 許可等の状況

土砂の堆積の許可			土砂の排出の届出	堆積した土砂の排出の届出	立 入 検 査
申 請	許 可	堆積件数※			
3	2	1	66	27	80

※堆積件数は、令和6年3月31日現在堆積中の件数

### (2) 行政措置状況

報告の徴収	改善勧告	改善命令	措置命令
0	2	0	0

## 5 特定再生資源屋外保管業の概要

県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づき、屋外で特定再生資源（金属スクラップやプラスチック等）を保管する事業場への立入検査をおこなっている。

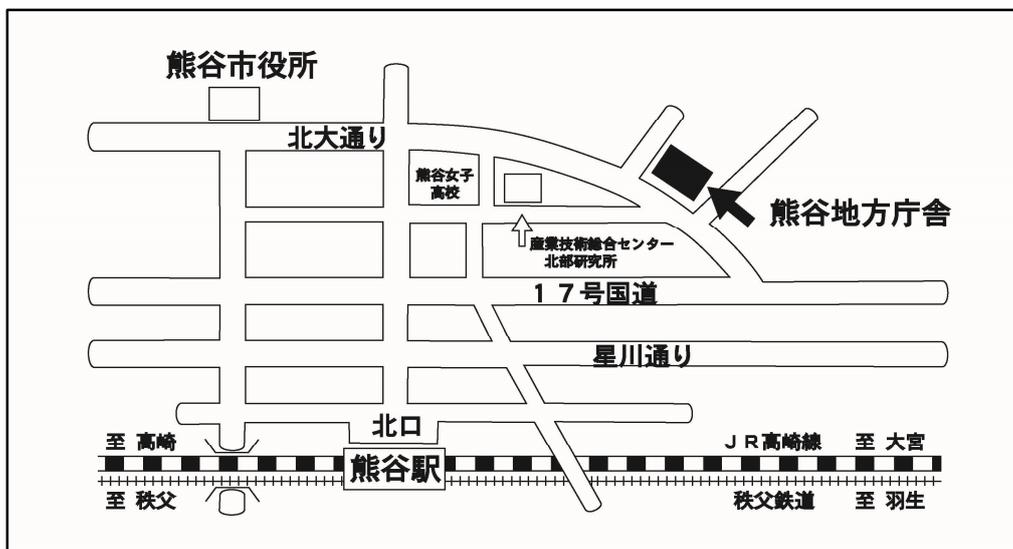
許可・届出等			立入検査
営業届	許可（更新）	その他変更届出	
5	0	0	241

## 6 通報苦情の処理

住民等からの廃棄物等に関する通報苦情について、行為者等に対する立入検査により適正処理等の指導を行い、解決に努めている。

廃棄物							土砂	受理件数の 合計
不法投棄	野外焼却	悪臭	野積み	ばい煙	粉じん	その他		
20	2	2	7	1	0	19	4	55

<案内図>



埼玉県北部環境管理事務所

〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎3階)

TEL 048-523-2800

FAX 048-526-3949

E-mail k232800@pref.saitama.lg.jp

(R7. 4. 1)